

貸付地の境界標・標識の内容

【境界標】

境界標は、森林管理署又は支署の指示に従い、林野庁測定規程第47条の種類のもの（石標・コンクリート標・金属標・合成樹脂標等）又は木標とし（貸付期間（更新後含む期間）の使用に耐えられるものとし、木標は短期間の使用の場合のみとする。）、貸付物件の区域を明らかにするために必要な箇所に設置すること。

【標識】

標識は、森林管理署又は支署の指示に従い、所在（国有林名・林小班）、用途、面積、期間、借受者の住所・氏名を記載したものとし（貸付期間（更新後含む期間）の使用に耐えられるものとする）、貸付地の見やすい場所に設置すること。